

「厚生労働省 保医発0327第10号の、長期収載品の処方等又は調剤に関する事項」に基づく掲示

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、 先発医薬品の処方を 患者さんが希望する場合、 特別料金の支払いが必要となりました。

- 2024年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬剤で、先発医薬品の処方を患者さんが希望される場合、特別の料金の支払いが必要となりました。
- 後発医薬品の積極的な利用に、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

後発医薬品とは？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(*)を持つ医薬品のことです。

(*)新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

「特別の料金」はどのくらい？

先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、患者一部負担金とともに支払うことになりました。

※なお、医師が「先発医薬品を処方する医療上の必要がある」と判断した場合等は、特別の料金は必要ありません。

「特別の料金」はどこで支払うの？

- 「院外処方せん」の場合、調剤を受ける薬局でのお支払いとなります。
- 菅病院で夜間・休日に薬を受け取る時は病院でのお支払いとなります。

医療法人
社 団

菅 病院
菅病院 介護医療院

